# 刈　谷　市　営　住　宅　入　居　者　募　集　案　内

定期募集（抽選）する住宅

| No. | 住宅名 | 室番号 | 所　在　地 | 完成年度 | 階数・間取り | 浴槽等設置 | 家　賃（円） | 駐車場 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 下重原 | 3-205 | 下重原町3-64 | H30 | 4階建2階・1R・EV有 | ○（設置済） | 13,500 ～ 26,600 | ○ | 単身高齢者優先 |
| 2 | | 2-301 | | S46 | 4階建3階・2K・EV有 | 給湯器・シャワー有 | 8,700 ～ 17,100 | ○ | 障害者・高齢者世帯優先 |
| 3 | | 2-306 | | | 4階建3階・2K・EV有 | 給湯器・シャワー有 | 8,700 ～ 17,100 | ○ | 障害者・高齢者世帯優先 |
| 4 | 住吉 | B401 | 住吉町1-46 | H20 | 6階建4階・2DK・EV有 | ○（設置済） | 22,900 ～ 44,900 | ○ | シルバーハウジング |
| 5 | 西田 | A203 | 野田町西田1-1 | H7 | 3階建2階・3DK | ○（設置済） | 24,400 ～ 47,900 | ○ | 単身者申込不可 |
| 6 | | C106 | | | 3階建1階・3DK | ○（設置済） | 23,800 ～ 46,700 | ○ | 単身者申込不可<br>身体障害者・高齢者世帯優先 |
| 7 | 新上納 | A206 | 野田町新上納30-1 | H6 | 3階建2階・3DK | ○（設置済） | 26,000 ～ 51,000 | ○ | 単身者申込不可 |
| 8 | 伊勢倉 | B201 | 泉田町欠ノ上11-2 | H3 | 4階建2階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 24,300 ～ 47,700 | ○ | |
| 9 | | B202 | | | 4階建2階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 24,300 ～ 47,700 | ○ | |
| 10 | | B303 | | | 4階建3階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 24,300 ～ 47,700 | ○ | |
| 11 | | B304 | | | 4階建3階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 24,300 ～ 47,700 | ○ | |
| 12 | | B308 | | | 4階建3階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 24,300 ～ 47,700 | ○ | |
| 13 | | B404 | | | 4階建4階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 24,300 ～ 47,700 | ○ | |
| 14 | | A105 | | H1 | 4階建1階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 23,600 ～ 46,400 | ○ | 身体障害者・高齢者世帯優先 |
| 15 | | A201 | | | 4階建2階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 23,600 ～ 46,400 | ○ | |
| 16 | | A307 | | | 4階建3階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 23,600 ～ 46,400 | ○ | |
| 17 | | A401 | | | 4階建4階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 23,600 ～ 46,400 | ○ | |
| 18 | | A403 | | | 4階建4階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 23,600 ～ 46,400 | ○ | |
| 19 | | A406 | | | 4階建4階・3DK | 給湯器・シャワー有 | 23,600 ～ 46,400 | ○ | |
| 20 | 陣場 | 303 | 東新町2-302 | S62 | 4階建3階・3DK | ×（自己負担） | 22,600 ～ 44,300 | ○ | |

※ＥＶはエレベーター

※単身高齢者…６０歳以上の単身者。
※障害者世帯…本人または同居者が身体障害者手帳（１級～４級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯。
※高齢者世帯…本人が６０歳以上で、その家族は配偶者、１８歳未満または６０歳以上の人のみの世帯。
※シルバーハウジング…本人が６５歳以上で下記の①～③のいずれかに該当し、生活援助員の派遣（月額1,000円）を必要としている方のみ受付ます。（入居の際、緊急通報装置用NTT電話回線契約及び固定電話の設置が必要です。）
①配偶者が６０歳以上の夫婦世帯　②同居親族が６０歳以上の２人世帯　③単身者
※身体障害者世帯…本人または同居者が身体障害者手帳（１級～４級）の交付を受けている世帯。
※単身者の方の申込みには制限があります。
**※№２，３，８～１９の住宅は、浴槽・換気扇（台所）は設置してありません（自己負担で設置可）。**
**※№２０の住宅は、浴槽・風呂釜・換気扇（台所）は設置してありません（自己負担で設置可）。**
※網戸は、原則設置されていません。
※家賃以外に、原則共益費（共用部の電気・水道使用料など）・自治会費の支払いが必要になります。
※退去時に、畳の表替え、襖の張替え、及び入居者の責に帰すべき修繕の費用負担が必要になります。

**▼オンライン申請はこちら**

**【 入居申込受付 】**
○期間　令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月３０日（月）
午前９時００分～午後４時００分
○場所　オンライン申請フォーム（QRコード）または市役所建築課（６階）

**【 抽選および抽選結果発表日 】**
令和８年１２月１日（火）
抽選結果は、仮当選・次点・次々点の方に当日中に電話連絡します。
申込書には必ず連絡の取れる電話番号をご記入ください。
当日中に連絡がなかった方は落選されたということになりますので、ご了承ください。
次点・次々点の方においては、前の順位の方が入居にいたらなかった場合に仮当選の権利が移ります。

**【 入居可能日 】**
令和９年１月１５日（金）

**＜今回の募集で申込がなかった部屋は、令和９年１月から先着順受付（常時募集）を行います。＞**

※ 募集時期、方法等は裏面をご覧ください。

## 常時募集（先着順）

抽選募集で申込がなかった部屋の入居者を募集します。

**【 募集する住宅の公表 】**

〇公 表 日　　令和８年１２月１８日（金）

〇場　　所　　市役所ホームページ、及び市役所建築課（６階）

**【 入居申込 】**

〇受付期間　　令和９年１月１２日（火）以降
午前９時００分～午後４時００分

〇受付場所　　市役所建築課（６階）

〇申込方法　　先着順で受け付けます。
**※オンライン申請フォーム（QRコード）からはお申込いただけません。**

受付初日の１月１２日は、午前９時から午前９時１５分までに複数の申込があった場合は抽選を行います。
受付初日の午前９時１５分を過ぎて受付された方は、通常の先着順申込となります。
常時募集も定期募集と同様に入居の審査があります。募集案内をご確認ください。

**【 次回募集のお知らせ 】**

令和９年２月号の市民だよりをご覧ください。


連絡先　　刈谷市建築課市営住宅係
所在地　　刈谷市東陽町１丁目１番地
電　話　　０５６６－６２－１０２１

## 市営住宅の浴室設備について

平成３年以前に建てられた市営住宅には、浴室はありますが、浴槽・風呂釜が設置してありません。ご希望の場合は入居者の方の費用負担で設置していただくことが可能です。
また、設置した場合、退去の際には撤去していただく必要があります。

設置可能な設備や対応可能な業者については、「バランス釜」、「風呂釜」等で検索いただくか、建築課までお問い合わせください。

**●設置前の浴室のイメージ**

**風呂釜等設置費用（参考）**

○風呂釜（追炊き、シャワー付）・浴槽
…約２１万円（税別）※設置費用込み

○風呂釜（追炊きのみ、シャワー無し）・浴槽
…約１６万円（税別）※設置費用込み

※市内業者の一例
※費用は変動する可能性があります。

## 退去時にかかる費用について（参考）

市営住宅を退去する際は、以下の費用がかかります。

○畳の表替え･襖の張替え代金…畳･襖のある部屋１部屋あたり約１０万円（目安）
※畳・襖の枚数により変わります。
※退去時には費用が変動している可能性があります。

○入居後にご自身で設置した物品等の撤去費用

○入居者の責に帰すべき修繕の費用　等

## 申込資格

**１　申込者が刈谷市内に住所を有し、又は勤務していること。**

**２　現に同居し、又は同居しようとする親族等**（内縁関係にある方及び入居可能日から３ケ月以内に入籍し、同居する婚約者、里子、親族に準ずる者として市長が認めた者を含む。）**があること。**

(1) 内縁関係にある方は、住民票の続柄に「未届（内縁）の妻（夫)」と記載されており、戸籍謄本で、ほかに婚姻関係がないことが確認できる場合に申込みできます。

(2) 夫婦を分割して申込むことはできません。

※離婚調停中（申込時に裁判所の事件証明書等が必要）などの理由がある場合を除きます。

(3) 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例：兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く)での申込み。

例：おじ、甥、いとこ等との申込み。

例：他の人に扶養義務のある親族と同居する申込み。

例：友人、知人同士での申込み。

例：祖父母と扶養関係のない孫との申込み。

(4) 市が定める入居指定日から１５日以内に、申込書記載の家族全員が入居できる方でないと申込みできません。

婚約により申込みされた方は、入居可能日から１５日以内に、申込者のうち１人は必ず入居し、入居可能日から３ヶ月以内には申込家族全員が入居してください。

※入居後、世帯全員の住民票を提出してください。(婚約者の方は婚姻手続き終了後の住民票の写しを提出してください。)

(5) 申込後に同居予定者の変更や、婚約者の変更があった場合は、原則申込みを無効とします。(変更後の親族等で申込む場合は、再度、市営住宅入居申込書を提出してください。)

**３　現に住宅に困窮していることが明らかなこと。**

(1) 申込者本人及び同居予定者の中に持家（自家所有者）の方がいる場合は申込みできません。(申込時に売却や差し押さえ等により、入居可能日までに持家（自家所有者）でなくなることが証明できる場合を除きます。)

(2) 公営住宅にお住まいの方は、住宅困窮に該当しませんので、申込みできません。

**４　公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。**

(1) 申込日現在での申込家族全員の収入金額が収入基準の計算対象となります。

(2) 申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

**５　市町村税の滞納をしていないこと。**

６　敷金（家賃の３ケ月分）を市が指定する期日までに納入できること。

７　家賃（住宅使用料）の支払いが可能なこと。

８　入居者及び同居者が暴力団員でないこと。（入居後、暴力団員であることが判明した場合、または入居後に暴力団員になった場合は、住宅を明け渡していただきます。）

９　本市市営住宅において未納家賃がないこと。

10　過去５年以内に本市市営住宅において、明渡し請求を受けていないこと。
（現在、明渡し請求を受けている方も申込みできません。）

●次の①～⑧のいずれかに該当する方は、申込資格２の要件にかかわらず単身者でも申込みできます。（申込資格のうち、２以外の要件には、該当していること。）

①申込日現在で満６０歳以上の方
②以下の障害のある方
・身体障害者（１級から４級までの障害のある方）
・精神障害者、知的障害者（精神保健福祉手帳または療育手帳の交付を受け得る程度の障害のある方）※入居審査の際、安全確保等の観点から、手続きの内容を丁寧にご説明した上で、必要な支援を受けられているかを確認させていただきます。
③戦傷病者（恩給法の特別項症から第６項症までの方と第１款症の障害のある方）
④原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方）
⑤生活保護を受けている方
⑥引揚者（海外から引き揚げて５年を経過していない方）
⑦ハンセン病療養所入所者等
⑧ＤＶ被害者（配偶者暴力防止等法第１条第２項に規定する被害者で５年を経過してない方）　※申込時に女性センター等の証明が必要です。

注）入居される家族の人数等により、お申し込みいただけない住宅があります。

## 申込方法

## 【抽選募集（定期募集）】

窓口またはあいち電子申請・届出システムを利用したオンラインでの申込み方法があります。仮当選者には抽選日に電話連絡します。応募が重複した部屋は、抽選で仮当選者を決定します。

**〈窓口での申込み〉**

市営住宅抽選申込書に必要事項を記入し、申込受付期間内に直接、市役所建築課までご持参ください。（郵送によるお申込みは原則できませんが、お申込みが困難な場合は事前にご相談ください。）受付後、受付票をお渡しします。

**〈あいち電子申請・届出システムでの申込み〉**

募集案内に掲載があるＱＲコードからシステムに遷移できますので、申込受付期間内にお申込みください。申込受付後、数日以内に受理通知メールを送付します。受理通知メールを受け取った時点で申込完了となります。申込内容についてお電話することがあります。

**多回数落選者優遇措置**

落選回数算定期間内の落選回数に応じて、抽選玉数を増加し、当選確率を高くします。

| |
|---|
| 落選回数５～９回・・割り当て玉数２個、落選回数１０回以上・・割り当て玉数３個 |

・落選回数算定期間は、令和６年度以降の募集抽選分とします。（当該年度＋直近２カ年度）

・仮当選した時点で、過去の落選回数は０回となります。辞退や失格などにより入居しなかった場合でも過去の落選回数は０回となり、次からは新たな申込みとなります。

・入居申込み時に多回数落選者である旨を申し出いただいた方について、落選回数を確認し、該当の方に抽選時に落選回数に応じて優遇措置を実施します。

※申込み時に申し出がないと優遇措置を受けられませんので、必ずお申し出ください。

## 【先着募集（常時募集）】

市営住宅先着申込書に必要事項を記入し、申込受付期間内に直接、市役所建築課までご持参ください。窓口での申込みのみ（オンライン、郵送による申込みも不可）となります。先着順で受付しますが、受付初日は 9 時 00 分～9 時 15 分に複数の申込があった場合は抽選を行います。9 時 15 分を過ぎてからの応募は先着順で受付を行います。

**注意事項（抽選募集、先着募集共通）**

・**申込みは１世帯１部屋です**。（住宅、室番号を指定してお申込みください。）

・先着募集（常時募集）に抽選募集の多回数落選者の方への優遇措置はありません。

※仮当選、又は仮決定（以下「仮当選等」とする。）しますと次の「**入居資格審査に必要な書類」を１週間以内に提出**していただきます。

# 入居資格審査に必要な書類

仮当選等された方は、入居資格を審査しますので、次のもの（１～８のうち該当するもの）が必要となります。仮当選通知、又は先着募集申込から１週間以内に建築課へ提出してください。※いかなる理由があっても指定期日までにすべての必要書類を提出されない場合は、仮当選等の資格を失いますのでご注意ください。

## １　市営住宅入居申込書

入居する方全員の情報をご記入ください。

〇身元確認書類

・個人番号カード、運転免許証、身体障害者手帳、在留カードなど写真付身分証明書

・年金手帳、印鑑登録証明書などの本人の写真の表示がないものは２点必要となります。

## ２　世帯全員の住民票の写し（個人番号付き）

世帯主・続柄・本籍・筆頭者が記載された、現在の同居家族全員分を提出してください。

・住民票の写しを申請する際には、必ず「省略されていないもの」と申請してください。

・婚約者の方や内縁関係にある方についても上記と同様の住民票を提出してください。

## ３　所得を証明する書類

収入を証明する書類区分表に従って該当する書類の全てを各１部提出してください。

・申込家族の中で収入(給料や年金)のある方は、全員提出してください。

・無職や収入の無い場合でも提出していただく場合があります。

〈令和８年 12 月まで〉

●令和７年度(令和６年分)市県民税所得課税証明書

…令和７年１月１日現在の住民登録地

●令和８年度(令和７年分)市県民税所得課税証明書

…令和８年１月１日現在の住民登録地

〈令和９年１月から〉

●令和７年度(令和６年分)市県民税所得課税証明書　※令和８年１月～2 月のみ

…令和７年１月１日現在の住民登録地

●令和８年度(令和７年分)市県民税所得課税証明書

…令和８年１月１日現在の住民登録地

●令和８年分　源泉徴収票（年金・給与）

## ４　市町村税納税証明書（市町村税完納証明書）

全ての市(町村)税を滞納していないことがわかるものを提出してください。

・申込家族の中で所得証明書を提出した方は、全員提出してください。

※市(町村)税 ･･･ 市(町村)民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

《以下の書類は該当される方のみ提出となります》

５　障害を証明する手帳等

６　戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）※本籍地のある市区町村で取得

(1) 母子（父子）世帯で申込みされる方
(2) 単身で申込みされる方
(3) 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みされる方
(4) 内縁関係等で申込みされる方
(5) 別居中の親（子）世帯と同居する申込みの方

※外国籍の方は、現在婚姻していない等を証明するための戸籍に代わる書類が必要です。（日本語の翻訳文を添付してください）

◎未婚の方…独身証明書・または現在配偶者が無いことの公的証明書・領事館、大使館の証明のいずれかを提出

◎離婚の場合…離婚の注釈が記載されている証明書または現在配偶者が無いことの公的証明書・領事館、大使館の証明書のいずれかを提出

７　その他必要な書類

・市外在住の方…刈谷市に勤務している旨の勤務証明書
・婚約中の方…婚約証明書
・退職、離職された方…離職票の写し又は退職証明書
・離婚調停中の方…家庭裁判所発行の事件係属証明書
・持家処分により申込みされる方…不動産の売買契約書、又は競売開始の証明書等
・生活保護を受けている方…生活保護扶助料受給証明
・親族に準ずる者として市長が認めた方…刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

## 資格の喪失

次の方は、仮当選等後又は入居資格審査後及び入居後であっても入居の資格を失います。

1　申込資格がないことが判明した方
2　申込書の記載内容が事実と相違していた方
3　仮当選等後、指定された期日までに、入居資格審査に必要な書類を提出できない方
4　重複申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方
5　同居親族等の変更（出生・死亡の場合を除く）や婚約者の変更があった方（死亡等により単身者となった場合は、入居の資格を失います。）
6　受付後において、住所や連絡場所等の変更があっても連絡のなかった方
7　入居決定通知後、指定された期日までに、敷金の納入及び請書等の提出をしない方
8　入居可能日から１５日以内に申込家族全員が入居できない方
なお、婚約により申込みされた方は、入居可能日から１５日以内に申込者のうち１人は必ず入居し、入居可能日から３ヶ月以内に申込者全員が入居できない場合

## 入居決定者の提出書類

入居が決定した方は、入居の手続きに次のものが必要となります。
入居決定日から**指定の期日まで**に建築課へ提出してください。

１　**請書**　２通

２　入居者の**印鑑登録証明書**（３ヶ月以内のもの）　１通

３　緊急連絡人登録届
※緊急連絡人の住所及び氏名が確認できる証明書（運転免許証等）の写しを添付

４　**敷金**（家賃の３ヶ月分）**の領収書**（金融機関で納付後のもの）

５　**世帯員報告書**

６　**家賃口座振替依頼届の依頼者控**（金融機関で手続き済みのもの）

## 入居後の提出書類

１　**入居者全員の住民票の写し**を入居可能日から１５日以内に提出してください。
※婚約者の方については､婚姻手続き終了後ただちに住民票の写しを提出してください。
２　必要に応じて提出していただく書類
(1) 市営住宅家賃減免申請書
(2) その他

## その他の費用

**市営住宅に入居されますと、家賃以外に次のような費用が必要となります。**
１　水道・電気・ガス・下水道等の使用料
２　居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用
３　トイレ貯水タンクの内部部品、火災報知器の電池等消耗品の取り替え費用
４　汚物等の処理に関する費用（排水管の清掃費、汚水処理場の保守管理費用等）
５　共用部に設置されている設備を使用するための費用
（階段灯・街路灯の電気使用料、共用水栓の水道使用料等）
６　共用敷地の清掃及び樹木・草花を手入れするための費用
７　自治会費（町内会費）等に類する費用

## 注意事項

市営住宅では、全ての入居者が良好な共同住宅環境で生活できるよう下記について遵守してくことを十分ご理解の上、お申し込みください。

1　**犬・猫などのペット類は、鳴き声や悪臭等のため近隣の入居者の方に迷惑をかけることになりますので、一時預かりも含めて飼育は固くお断りします。**

2　住宅内の駐車場は、各部屋１台分（上沢渡、下松除く）ありますが、各住宅自治会（駐車委員会）で、自主的に管理規則等を設け適正に運営しております。

駐車場の使用については、管理規則に従っていただき、正しく駐車してください。自動車保管場所証明書（車庫証明）の発行は駐車委員会の代表の方に依頼してください。

２台目以降の車両及び枠内に収まらない車両は市営住宅の駐車場及び敷地内に駐車できません。敷地外の駐車場を契約していただき正しく駐車してください。市営住宅によっては来客用駐車場がありますが長時間の利用は禁止です。入居者同士で協力して利用してください。

3　**家賃は、必ず納期限（その月の月末）までに納入**してください。**家賃を３ケ月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただきます。**

4　家賃の支払いは、預金口座振替の手続きを行ってください。

5　**毎年度、入居家族全員の収入金額を報告**していただき、その収入の金額に基づき収入の額を認定し、家賃を決定します。**入居後３年経過しますと収入額が基準を超える場合は、住宅を明け渡していただきます。**

6　市営住宅には、多くの方が入居されています。快適な共同生活を円満に営むためには、**「他人への思いやり」**や**「お互いの協力」**が必要となります。入居後は、自治活動に積極的に参加して市営住宅を明るく住みやすい場所としてくださるようお願いします。

7　身体障害者世帯向住宅、老人世帯向住宅及びシルバーハウジング住宅に入居された方で、**入居後においてそれぞれの入居資格に該当しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります**のでご承知おきください。

8　入居後に同居人が増える場合は必ず市に事前に相談して承諾を受けてください。

9　入居者又は同居者が暴力団員であるにもかかわらず偽って入居していることが判明した場合、入居後に入居者又は同居者が暴力団員となったことが判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。

**市営住宅は、居住していた住宅を最低限修繕していますが、新築住宅ではありませんので、十分ご理解いただいたうえでお申し込みください。**

**入居していただいた際に、設備等の確認を必ずしていただき、不具合があれば市役所に連絡してください。汚れている、凹みがある等で機能に問題がなければ市役所は修繕しません。また、市役所に連絡せずに修繕等した場合は、いかなる理由があっても修繕費用は入居者の負担になりますのでご了承ください。**

**入居中は住宅を清潔に保ってください。退去時には現状復旧費用を請求するほか、場合により住宅を明け渡していただくこともあります。**

## 《収入等を証明する書類区分表》

「申込に必要な書類」のうち、収入等を証明する書類については、次の区分表により該当する●印及び○印の書類をすべて提出してください。なお●印の書類により収入基準の審査対象となります。

| 申込者区分 | 収入を証明する書類 ／ 現在の状況（就職時期等により提出していただく書類が違いますのでご注意ください） | 申込月 | 市区町村発行の所得証明書 | 源泉徴収票（前年分） | 給与支給証明書 | 確定申告の控え | 月別明細書 | 年金改定通知書の写し 又は 最近の年金振込み通知書の写し | 転職を証明する書類（退職証明書、廃業届、卒業証書の写し等） | 扶養を証明する書類 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与所得者 | ア 前年1月1日以前から現在の勤務に引き続き勤務している方。 | 1～5月 | ○ | ● | | | | | | |
| | | 6～12月 | ● | | | | | | | |
| | イ 前年1月2日以降に就職(転職) し申込時までに1年以上経過している方。 | 1～12月 | ○ | | ● | | | | | |
| | ウ 前年1月2日以降に就職(転職) し申込時までの勤務期間が1年未満の方。 | 1～12月 | ○ | | ● | | | | ○ | |
| | エ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方。 | 1～12月 | | | ● | | | | | ○ |
| 自営業者 | オ 前年1月1日以前から引き続き営業している方。 | 1～3月 | ○ | | | (●) | ● | | | |
| | | 4～5月 | ○ | | | ● | | | | |
| | | 6～12月 | ● | | | | | | | |
| | カ 前年1月2日以降に営業開始し申込時までに1年以上経過している方。 | 1～12月 | ○ | | | | ● | | | |
| | キ 前年1月2日以降に営業開始し申込時までの営業期間が1年未満の方。 | 1～12月 | ○ | | | | ● | | ○ | |
| | ク 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方。 | 1～12月 | | | | | ● | | | ○ |
| その他 | ケ 年金受給者 | 1～5月 | ○ | ● | | | | | | |
| | | 6～12月 | ● | | | | | | | |
| | コ 失業中の方 | | ●雇用保険受給資格者証の写し | | | | | | | |
| | サ 生活保護受給者 | | ●生活扶助料受給証明書 | | | | | | | |

備考
- 所得証明書 …… 市町村の税務担当課において、扶養家族の有無等を確認できる所得証明を受けてください。
- 源泉徴収票 …… 手書きのものについては社印及び代表印のあるもの。
- 給与支給証明書　イの場合 … 現在の勤務先で、過去1年間の支給証明を受けてください。
  - ウエの場合 … 現在の勤務先で、就職した月から申込月の前月までの支給証明を受けてください。
- 月別明細書　オの場合 … 前年1月から12月前の所得を記入してください。
  なお、確定申告を済まされた方は申告書の控えを提出してください。
  - カの場合 … 申込月の前月から過去1年分の所得を記入してください。
  - キクの場合 … 営業を開始した月から前月までの所得を記入してください。

## 収　入　基　準

申込資格の収入基準は「所得月額」によって判定します。ただし、申込家族の中で収入のある方が１人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、下記の収入基準早見表により申込資格の有無が判定できます。

### 《表１　年間総収入金額でみる収入基準早見表（給与所得者の場合）》

給与所得者が１人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

源泉徴収票の「支払金額」欄の金額をあてはめます。（公的年金を支給されている方を除く。）

| | | 区分 | 同居・扶養親族 / 所得月額 | 0　人（単身者） | 1　人（２人家族） | 2　人（３人家族） | 3　人（４人家族） | 4　人（５人家族） | 5　人（６人家族） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年間総収入金額（公的年金は除く） | 原則階層 | Ⅰ | 104,000 円以下 | 円 2,043,999 以下 | 円 2,583,999 以下 | 円 3,127,999 以下 | 円 3,663,999 以下 | 円 4,135,999 以下 | 円 4,611,999 以下 |
| | | Ⅱ | 104,000 円を超え 123,000 円以下 | 2,044,000 ～ 2,367,999 | 2,584,000 ～ 2,911,999 | 3,128,000 ～ 3,451,999 | 3,664,000 ～ 3,947,999 | 4,136,000 ～ 4,423,999 | 4,612,000 ～ 4,895,999 |
| | | Ⅲ | 123,000 円を超え 139,000 円以下 | 2,368,000 ～ 2,643,999 | 2,912,000 ～ 3,183,999 | 3,452,000 ～ 3,711,999 | 3,948,000 ～ 4,187,999 | 4,424,000 ～ 4,575,999 | 4,896,000 ～ 5,135,999 |
| | | Ⅳ | 139,000 円を超え 158,000 円以下 | 2,644,000 ～ 2,967,999 | 3,184,000 ～ 3,511,999 | 3,712,000 ～ 3,995,999 | 4,188,000 ～ 4,471,999 | 4,576,000 ～ 4,947,999 | 5,136,000 ～ 5,423,999 |
| | 裁量階層 | Ⅴ | 158,000 円を超え 186,000 円以下 | 2,968,000 ～ 3,447,999 | 3,512,000 ～ 3,943,999 | 3,996,000 ～ 4,415,999 | 4,472,000 ～ 4,891,999 | 4,948,000 ～ 5,367,999 | 5,424,000 ～ 5,843,999 |
| | | Ⅵ | 186,000 円を超え 214,000 円以下 | 3,448,000 ～ 3,887,999 | 3,944,000 ～ 4,363,999 | 4,416,000 ～ 4,835,999 | 4,892,000 ～ 5,311,999 | 5,368,000 ～ 5,787,999 | 5,844,000 ～ 6,263,999 |

### 《表２　年間総所得金額でみる収入基準早見表（自営業者等の場合）》

事業所得者の方が１人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

| | | 区分 | 同居・扶養親族 / 所得月額 | 0　人（単身者） | 1　人（２人家族） | 2　人（３人家族） | 3　人（４人家族） | 4　人（５人家族） | 5　人（６人家族） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年間総所得額 | 原則階層 | Ⅰ | 104,000 円以下 | 円 1,248,000 以下 | 円 1,628,000 以下 | 円 2,008,000 以下 | 円 2,388,000 以下 | 円 2,768,000 以下 | 円 3,148,000 以下 |
| | | Ⅱ | 104,000 円を超え 123,000 円以下 | 1,248,001 ～ 1,476,000 | 1,628,001 ～ 1,856,000 | 2,008,001 ～ 2,236,000 | 2,388,001 ～ 2,616,000 | 2,768,001 ～ 2,996,000 | 3,148,001 ～ 3,376,000 |
| | | Ⅲ | 123,000 円を超え 139,000 円以下 | 1,476,001 ～ 1,668,000 | 1,856,001 ～ 2,048,000 | 2,236,001 ～ 2,428,000 | 2,616,001 ～ 2,808,000 | 2,996,001 ～ 3,118,000 | 3,376,001 ～ 3,568,000 |
| | | Ⅳ | 139,000 円を超え 158,000 円以下 | 1,668,001 ～ 1,896,000 | 2,048,001 ～ 2,276,000 | 2,428,001 ～ 2,656,000 | 2,808,001 ～ 3,036,000 | 3,118,001 ～ 3,416,000 | 3,568,001 ～ 3,796,000 |
| | 裁量階層 | Ⅴ | 158,000 円を超え 186,000 円以下 | 1,896,001 ～ 2,232,000 | 2,276,001 ～ 2,612,000 | 2,656,001 ～ 2,992,000 | 3,036,001 ～ 3,372,000 | 3,416,001 ～ 3,752,000 | 3,796,001 ～ 4,132,000 |
| | | Ⅵ | 186,000 円を超え 214,000 円以下 | 2,232,001 ～ 2,568,000 | 2,612,001 ～ 2,948,000 | 2,992,001 ～ 3,328,000 | 3,372,001 ～ 3,708,000 | 3,752,001 ～ 4,088,000 | 4,132,001 ～ 4,468,000 |

【早見表の見方】
表１、表２の「同居・扶養親族数」欄の人数は申込者本人を含まない数です。
（例１）４人家族で、収入者が１人で同居・扶養親族３人の場合は、「3 人」の欄を見てください。
（例２）３人家族で、収入者が１人で同居・扶養親族が２人、別居扶養親族が２人いる場合は、「4 人」の欄を見てください。

注：前年１月２日以降に就職、転職又は、新しく事業を始められた方、年金を受給されている方、障害者の方や 65 歳以上の方がおられるなどで特別控除をする必要がある方、家族の中に２人以上の収入のある方などが、この表とは異なります。

（ことばの説明）
年間総収入金額･･･ 給与又は年金等による１年間の税込みの収入（源泉徴収票での「支払い金額」）のことです。
年間総所得金額･･･ 給与所得者の方は年間総収入金額から表３の方法による算出した１年間の所得金額（源泉徴収票での「給与所得控除後の金額」）のことを、自営業の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差し引いた後の金額のことです。

《所得月額の算出のしかた》

入居資格の有無、種別を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる“月々いくら”とか“手取り”などとは異なります。

以下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

1　申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。
（前年１月２日以降に転職等をされた方で、収入等の証明が１年未満の方は、１年間に換算します。）

2　各々の年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し合算します。

3　合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12 で除し所得月額を算出します。

《算　式》

| 年間総所得金額 | | 基礎控除振替分 | | 個別の特別控除 | | 一般控除 | | その他の特別控除 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与所得者の方は表３により算出した金額。<br>※注1 所得金額調整控除 | － | 10 万円<br>※注2 | － | 寡婦　27 万円<br>ひとり親 35 万円<br>※注3 | － | 38 万円<br>×<br>同居親族数<br>又は<br>扶養親族数 | － | 障害者　27 万円<br>特別障害者　40 万円<br>16 歳以上 23 歳未満の者に係る特定扶養親族　25 万円<br>老人扶養親族 10 万円<br>各々×対象者数 | ÷12 |
| 収入のある方が 2 人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスの時は０とする)出た金額を合算した金額 | | | | | | | | | |

※注1　給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大 10 万円控除となります。

※注2　個人事業主(自営業者等)の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。　※注3　寡婦とひとり親の併用はできません。

計算した所得月額による申込資格は次のとおりです。

＝ 所得月額

| 所得区分 | 所　得　月　額 | 所得区分 | 所　得　月　額 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ | 104,000 円以下 | Ⅳ | 139,000 円を超え、158,000 円以下 |
| Ⅱ | 104,000 円を超え、123,000 円以下 | Ⅴ | 158,000 円を超え、186,000 円以下 |
| Ⅲ | 123,000 円を超え、139,000 円以下 | Ⅵ | 186,000 円を超え、214,000 円以下 |

［　　］に該当する申込み世帯には一定の条件が必要となります。（裁量世帯）

〈所得区分がⅤ、Ⅵに該当する世帯〉

①心身障害者世帯　　家族の中（同居親族）に中度（Ｂ・３度）以上の知的障害、中度（２級）以上の精神障害、4 級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第１号表の３第１款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯。

②原爆被爆者世帯　　家族の中（同居親族）に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯。

③高齢者世帯　　本人が６０歳以上で、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の者で構成された世帯。

④引揚者の方　　海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して５年を経過していない方。（引揚証明書の交付を受けている方。）

⑤ハンセン病療養所入所者等　　家族の中(同居家族)に平成８年３月３１日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯。

⑥子育て世帯　　小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯。

## 《表３　年間総所得金額算出のしかた》

(公的年金以外の場合)

| 年間総収入金額 | 年間総所得金額 | 年間総収入額 | 年間総所得額 |
|---|---|---|---|
| 1 円～　650,999 円 | 0 円 | 3,600,000 円～ 6,599,999 円 | (注)A×0.8 － 440,000 円 |
| 651,000 円～ 1,899,999 円 | 総収入金額－ 650,000 円 | 6,600,000 円～ 8,499,999 円 | 総収入金額×0.9<br>－ 1,100,000 円※ |
| 1,900,000 円～ 3,599,999 円 | (注)A×0.7－ 80,000 円 | 8,500,000 円～ | 総収入金額<br>－ 1,950,000 円※ |

※小数点以下は切り捨て

(注) Aの計算は、$\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000}$ ＝［　　］（小数点以下を切り捨てる）→［　　］× 4,000 ＝ A

（例）$\frac{2,671,666\text{ 円（年間総収入金額）}}{4,000}$ ＝ 667.9165 → 667 × 4,000 ＝ 2,668,000 円（A）
└─ 切り捨てる。

(公的年金の場合)

| 64 歳以下の方 | | 65 歳以上の方 | |
|---|---|---|---|
| 年間総収入金額 | 年間総所得金額 | 年間総収入金額 | 年間総所得金額 |
| 130 万円未満 | 公的年金総収入－60 万円 | 330 万円未満 | 公的年金総収入－110 万円 |
| 130 万円以上<br>410 万円未満 | 公的年金総収入×0.75－27 万 5 千円 | 330 万円以上<br>410 万円未満 | 公的年金総収入×0.75－27 万 5 千円 |
| 410 万円以上<br>770 万円未満 | 公的年金総収入×0.85－68 万 5 千円 | 410 万円以上<br>770 万円未満 | 公的年金総収入×0.85－68 万 5 千円 |

(注) 遺族年金、障害年金などの課税されない所得は所得基準の計算対象とはなりません。

## 《表４　収入計算で控除する金額》　（年間総所得額から次の額を控除します。）

| 区分 | 控除項目 | 控除対象者 | | | 控除額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般控除 | 同居親族控除 | 申込家族のうち申込者以外の方。 | | | 1人につき38万円 |
| | 扶養親族控除 | 申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方。（仕送りをしているだけでは、扶養親族にならない場合があります。） | | | |
| 個別の特別控除 | 寡婦控除（ひとり親控除に該当しない①～③の全ての要件を満たす場合が対象。） | ①・夫と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で扶養親族のある方。<br>・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方。<br>②合計所得金額が500万円以下であること。<br>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 | | | その人の所得から27万円 |
| | ひとり親控除（①～④の全ての要件を満たす場合が対象。） | ①婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等後に婚姻していない方。<br>②総所得金額が58万円以下の生計を一にする子がいる。<br>③合計所得金額が500万円以下であること。<br>④事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 | | | その人の所得から35万円 |
| その他の特別控除 | 障害者控除 | 申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方。 | 身体障害者手帳 | 3～6級 | 1人につき27万円 |
| | | | 精神障害者保健福祉手帳 | 2・3級 | |
| | | | 愛護手帳 | 3・4度 | |
| | | | 療育手帳 | B・C | |
| | | | 戦傷病者手帳 | 第4項症～第4目症 | |
| | 特別障害者控除 | 申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方。 | 身体障害者手帳 | 1・2級 | 1人につき40万円 |
| | | | 精神障害者保健福祉手帳 | 1級 | |
| | | | 愛護手帳 | 1･2度 | |
| | | | 療育手帳 | A | |
| | | | 戦傷病者手帳 | 特別項症～第3項症 | |
| | | | 被爆者健康手帳所持者のうち、厚生大臣の認定患者 | | |
| | 16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除 | 一般控除対象者の中で年令16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方。 | | | 1人につき25万円 |
| | 老人扶養親族控除 | 一般控除対象者の中で年令70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方。 | | | 1人につき10万円 |

（注）婚約者の方も同居親族に含みます。年齢は、申込日現在の満年齢とします。

**《収入計算の対象とならないもの》**

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、所得基準の計算対象とはなりません。

なお現在上記の所得のみで生計を維持されている方は、市営住宅にお申込みできます。

## 収入基準の計算例

### ●収入を得ている人が２人いる場合（その他の特別控除該当者あり）

申込本人：自営年間所得　2,630,000円
妻　　：給与年間総収入 1,383,428円
子　　：17歳（学生、扶養親族）
子　　：16歳（学生、扶養親族）

●妻の所得金額の算出　表３により 733,428円
基礎控除振替分の10万円により　633,428円

所得の合計 2,630,000円＋633,428円＝ 3,263,428円
親族控除　380,000円× 3人＝ 1,140,000円
16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除
250,000円× 2人＝ 500,000円

$$\frac{3,263,428\text{円} - 1,640,000\text{円}}{12\text{ヶ月}} = 135,285\text{円（所得月額）}$$

**※申込みできます。（所得区分Ⅲ）**

## ●前年１月２日以降に就職、転職又は新しく事業を始められた方の場合

夫　(36 歳)：就職して 10 ヶ月で
　　この間の収入金額　2,830,000 円
　　(給与 2,530,000 円、賞与 300,000 円)
妻　(28 歳)：無収入
子　(10 歳)：学生

●夫の年間総収入金額及び所得金額の算出

$\frac{2,530,000\text{円}}{10\text{ヶ月}}$ ×12＋300,000 円＝ 3,336,000 円⇒
表３により年間所得金額は、2,255,200 円
基礎控除振替分の 10 万円により　2,155,200 円

所得金額　2,155,200 円
親族控除　380,000 円× 2 名＝ 760,000 円

$\frac{2,155,200\text{円}-760,000\text{円}}{12\text{ヶ月}}$ ＝ 116,266 円（所得月額）

※申込みできます。（所得区分Ⅱ）

## ●個別の特別控除該当者（ひとり親控除）がいる場合

母　(30 歳)：給与年間収入金額 2,110,300 円
子　( 9 歳)：学生
子　( 7 歳)：学生
●母の所得金額の算出　表３により 1,395,600 円
基礎控除振替分の 10 万円により　1,295,600 円

所得金額　1,295,600 円－ 350,000 円＝ 945,600 円
ひとり親控除　350,000 円
親族控除　380,000 円×2 名＝ 760,000 円

$\frac{945,600\text{円}-760,000\text{円}}{12\text{ヶ月}}$ ＝15,466 円（所得月額）

※申込みできます。（所得区分Ⅰ）

## ●公的年金受給者がいる場合

子　(44 歳)：給与年間収入金額 2,199,834 円
父　(71 歳)：年金年間収入金額 2,000,000 円
母　(63 歳)：年金年間収入金額　580,000 円
●子の所得金額の算出　表３により　1,457,200 円
基礎控除振替分の 10 万円により　1,357,200 円
●父の所得金額の算出　表３により　900,000 円
基礎控除振替分の 10 万円により　800,000 円
●母の所得金額の算出　表３により　0 円

所得の合計　1,357,200 円＋ 800,000 円＝ 2,157,200 円
親族控除　380,000 円×2 名＝　760,000 円

$\frac{2,157,200\text{円}-760,000\text{円}}{12\text{ヶ月}}$ ＝ 116,433 円（所得月額）

※申込みできます。（所得区分Ⅱ）

## ●その他の特別控除該当者（障害者控除）がいる場合

夫　(32 歳)：給与年間収入金額 3,150,300 円
妻　(26 歳)：給与年間収入金額 2,250,000 円
子　( 5 歳)：障害３級（障害者控除対象）
●夫の所得金額の算出　表３により 2,123,600 円
基礎控除振替分の 10 万円により 2,023,600 円
●妻の所得金額の算出　表３により 1,493,600 円
基礎控除振替分の 10 万円により　1,393,600 円

所得の合計　2,023,600 円＋ 1,393,600 円＝ 3,417,200 円
親族控除　380,000 円×2 名＝　760,000 円
障害者控除　270,000 円×1 名＝　270,000 円

$\frac{3,417,200\text{円}-1,030,000\text{円}}{12\text{ヶ月}}$ ＝198,933 円（所得月額）

※申込みできます。（所得区分Ⅵ）

## ●同居しようとする親族以外に扶養している方がある場合

夫　(42 歳)：給与年間収入金額 4,702,000 円
妻　(36 歳)：給与年間収入金額 1,180,000 円
子　(14 歳)：中学生
子　( 9 歳)：小学生
父　(72 歳)：別居扶養（老人扶養親族控除対象）
母　(72 歳)：別居扶養（老人扶養親族控除対象）
●夫の所得金額の算出　表３により 3,320,000 円
基礎控除振替分の 10 万円により　3,220,000 円
●妻の所得金額の算出　表３により　530,000 円
基礎控除振替分の 10 万円により　430,000 円

所得の合計　3,220,000 円＋ 430,000 円＝ 3,650,000 円
親族控除　380,000 円×5 名 ＝ 1,900,000 円
（同居者３名＋別居扶養者２名）
↓
老人扶養親族控除　100,000 円×2 名＝ 200,000 円

$\frac{3,650,000\text{円}-2,100,000\text{円}}{12\text{ヶ月}}$ ＝ 129,166 円（所得月額）

※申込みできます。（所得区分Ⅲ）

# 下重原

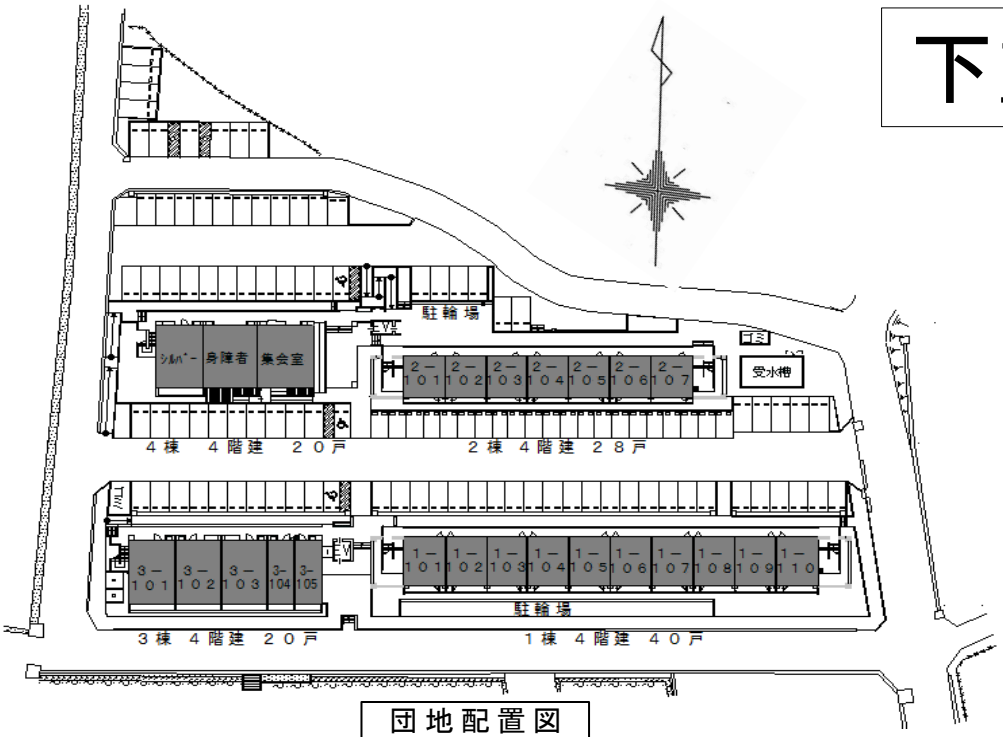


団地配置図

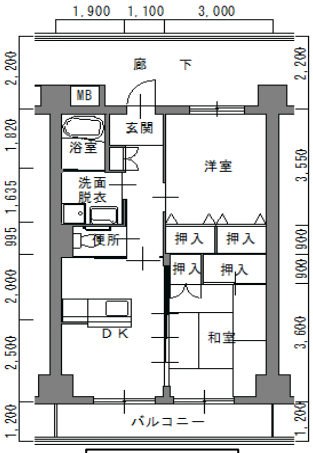


3棟 4棟

（2DK和室・洋室 シルバー用）

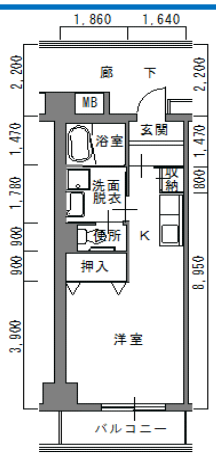


3棟 4棟（1R）

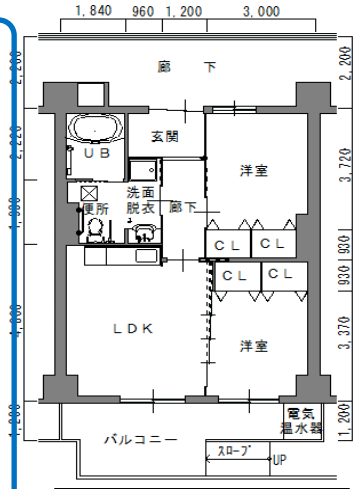


4棟（2LDK身障者用）

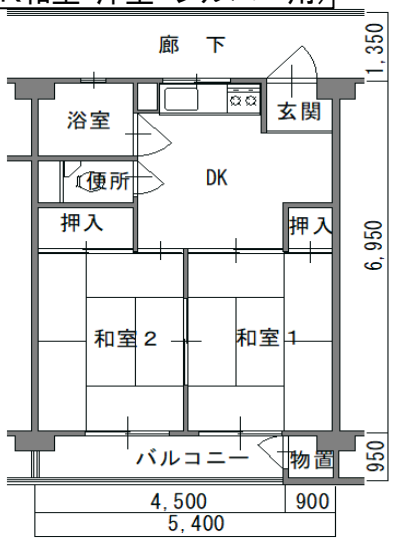


1棟

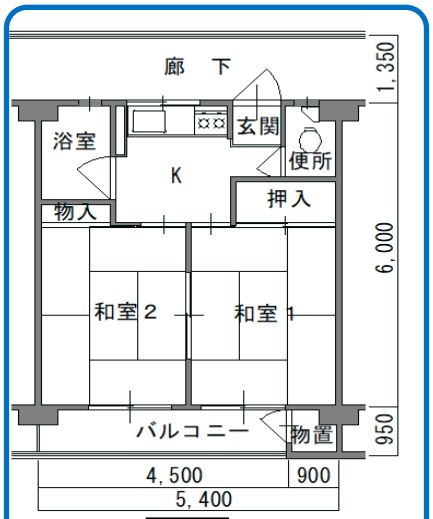


2棟

間取り図 ※反転タイプも有ります

# 住吉

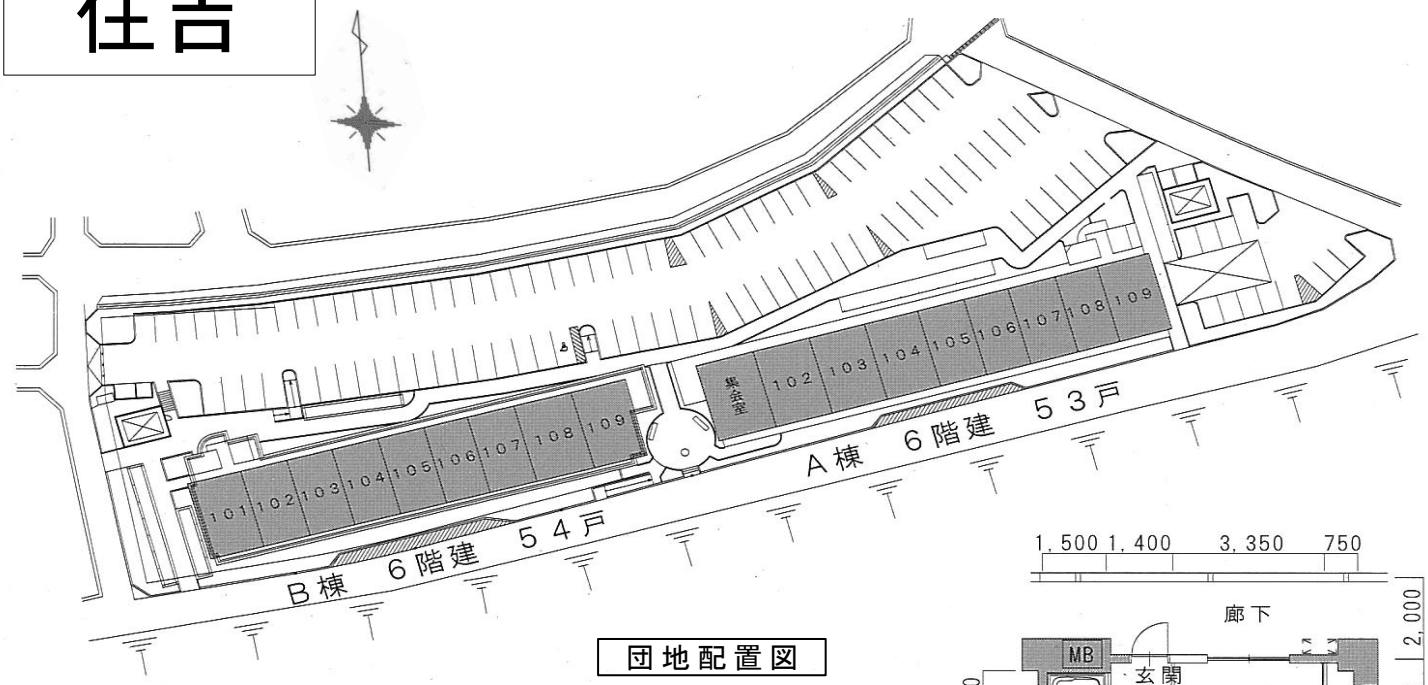


団地配置図

一般 3DK

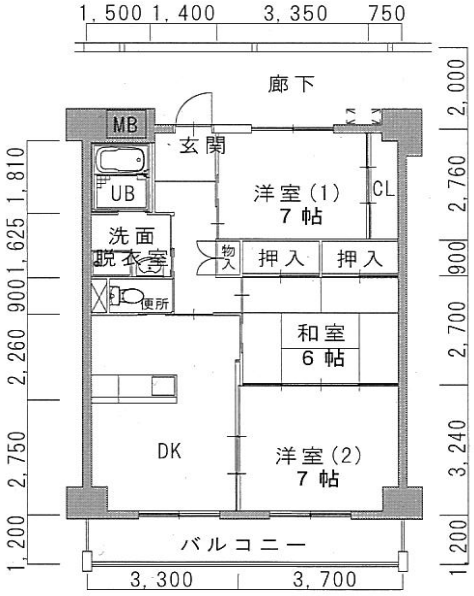


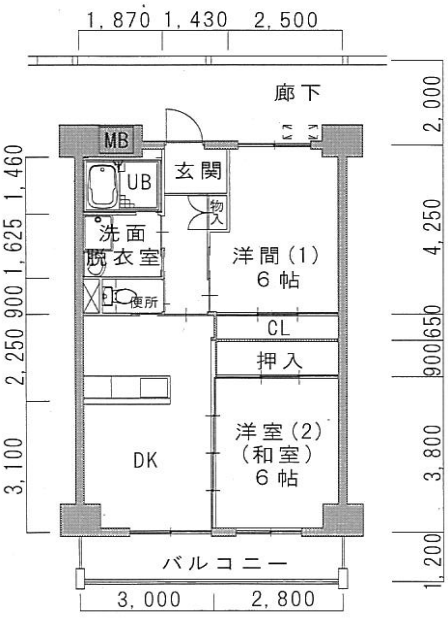


一般 2DK

洋室タイプ
和室タイプ

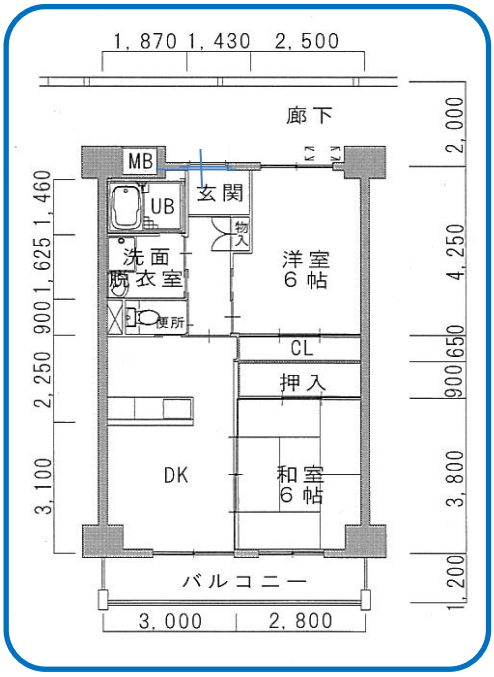


高齢者向 2DK

シルバーハウジング 2DK

身障者向 2DK

間取り図

# 西田

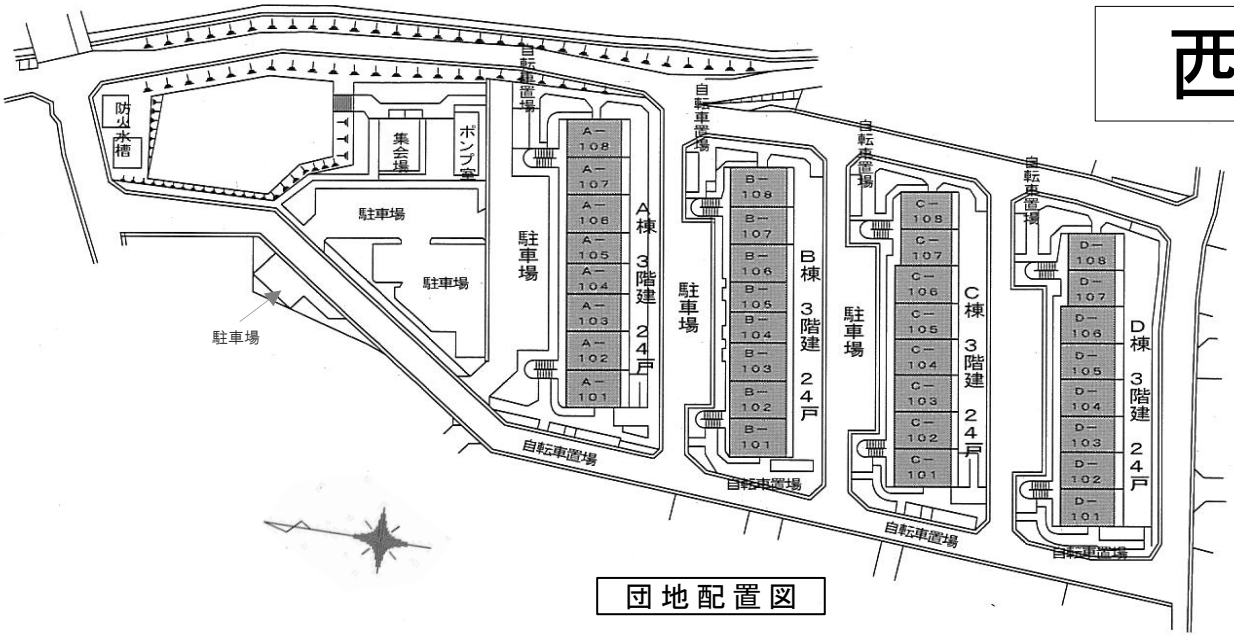


団地配置図

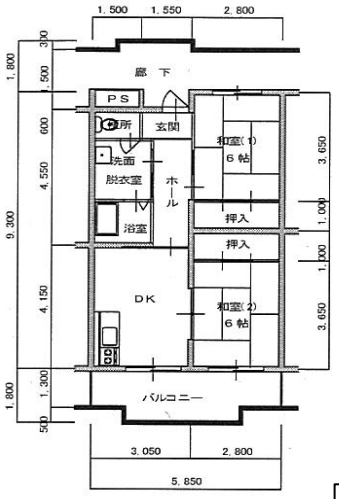


A・B棟
(2DK)

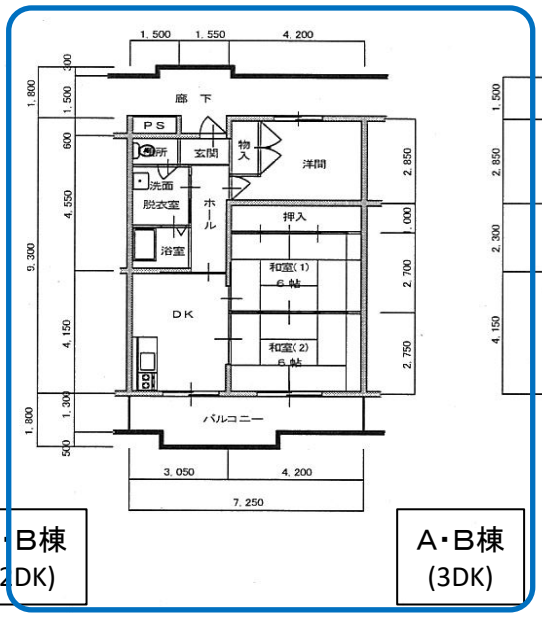


A・B棟
(3DK)

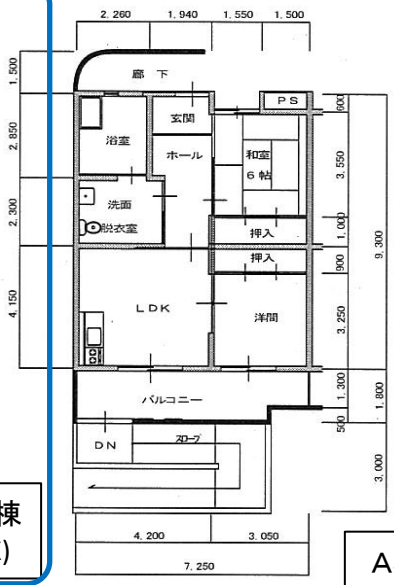


A棟(2LDK)
(身障者向)

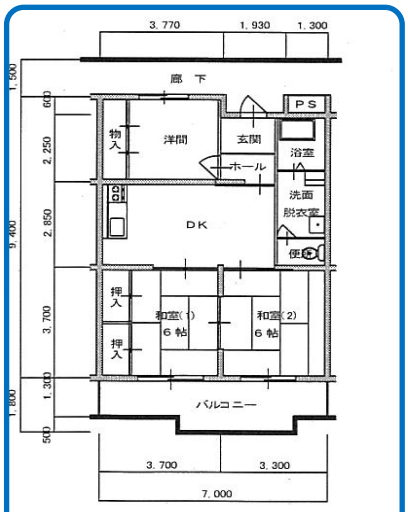


C・D棟
(3DK)

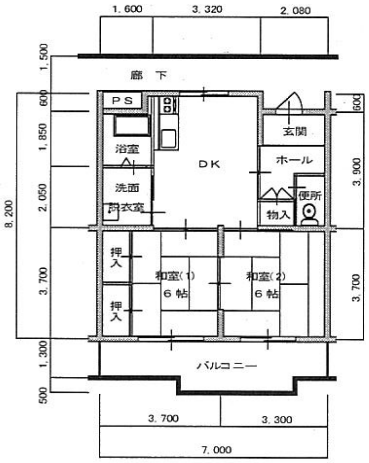


C・D棟
(2DK)

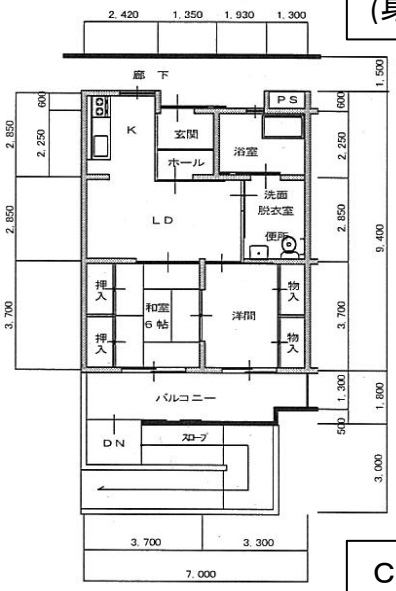


C棟(2LDK)
(身障者向)

間取り図
※反転タイプも有ります

# 新上納

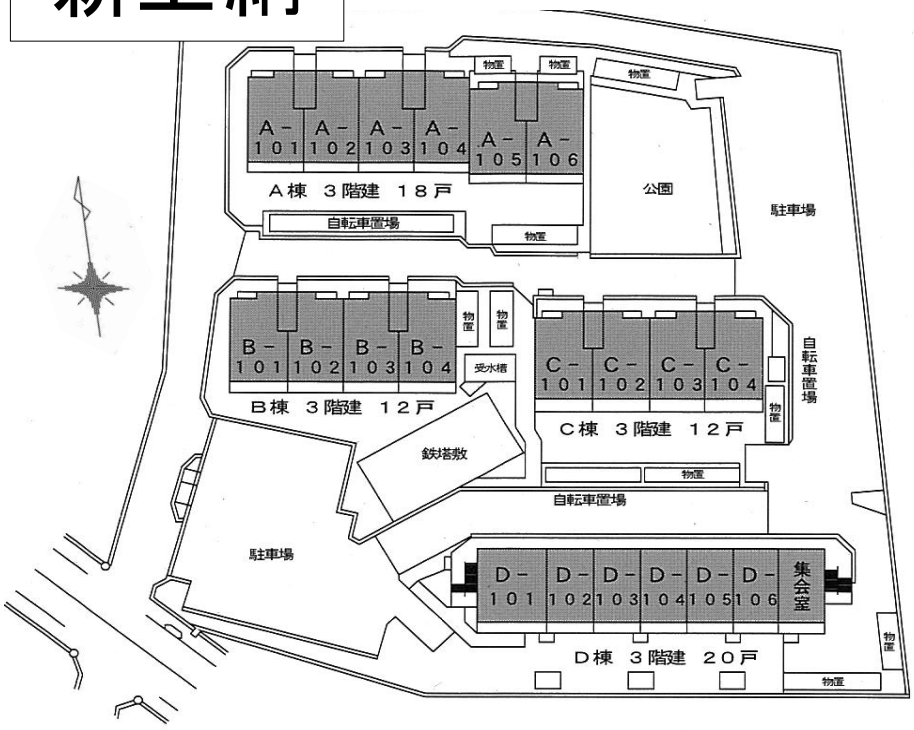


団地配置図

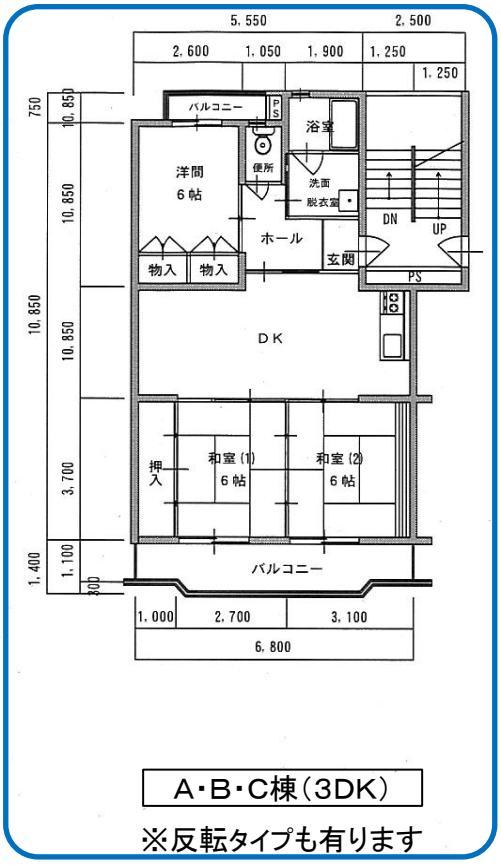


A・B・C棟（3DK）

※反転タイプも有ります

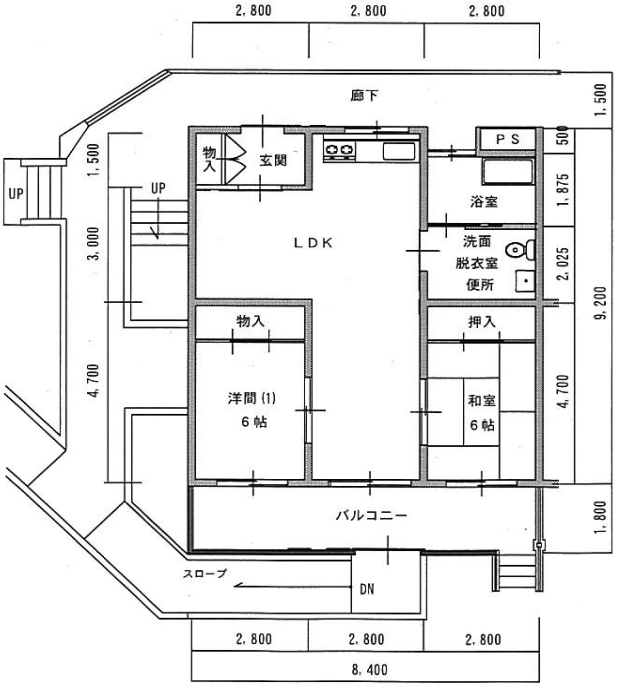


D棟（2LDK）身障者向

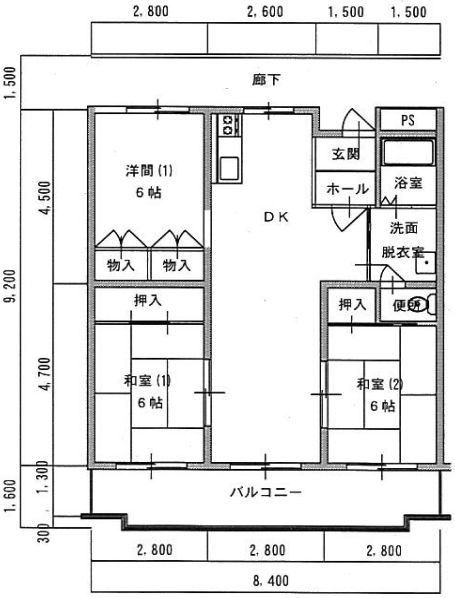


D棟（妻タイプ3DK）

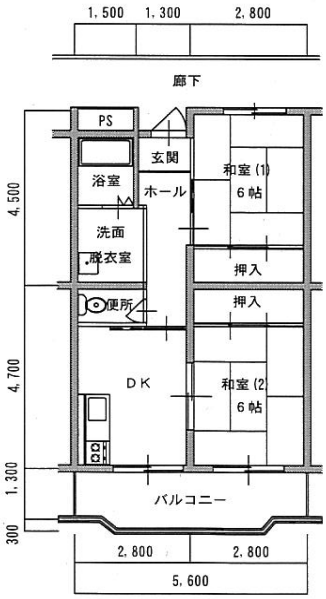


D棟（2DK）

※反転タイプも有ります

間取り図

# 伊勢倉

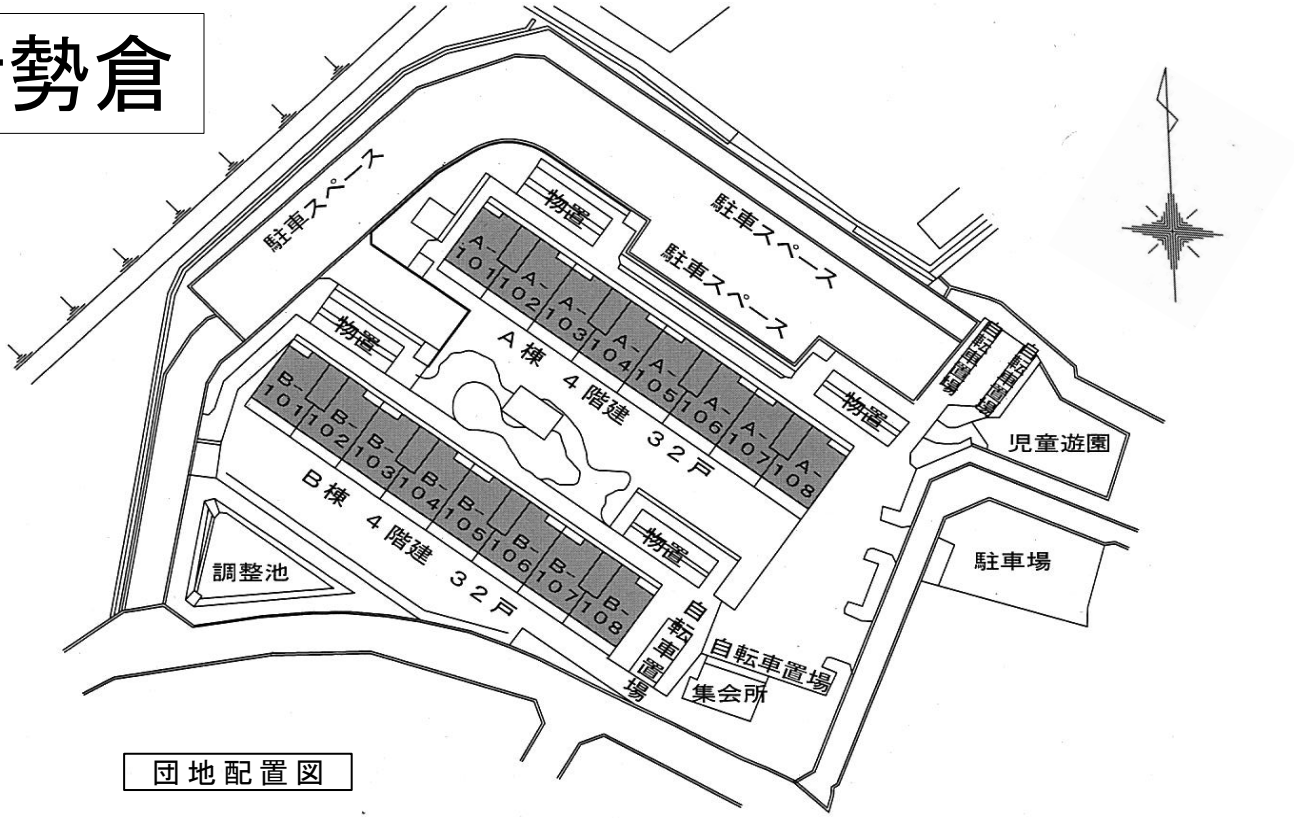


団地配置図

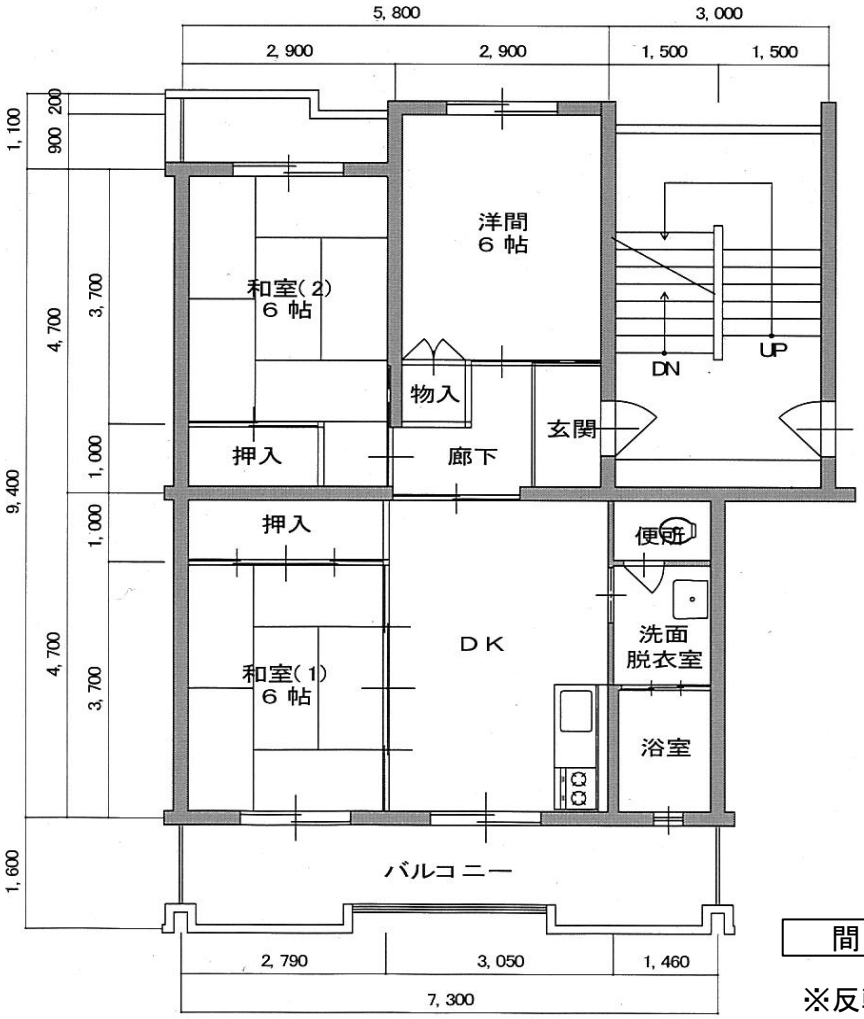


間取り図

※反転タイプも有ります

間取り図

# 陣場

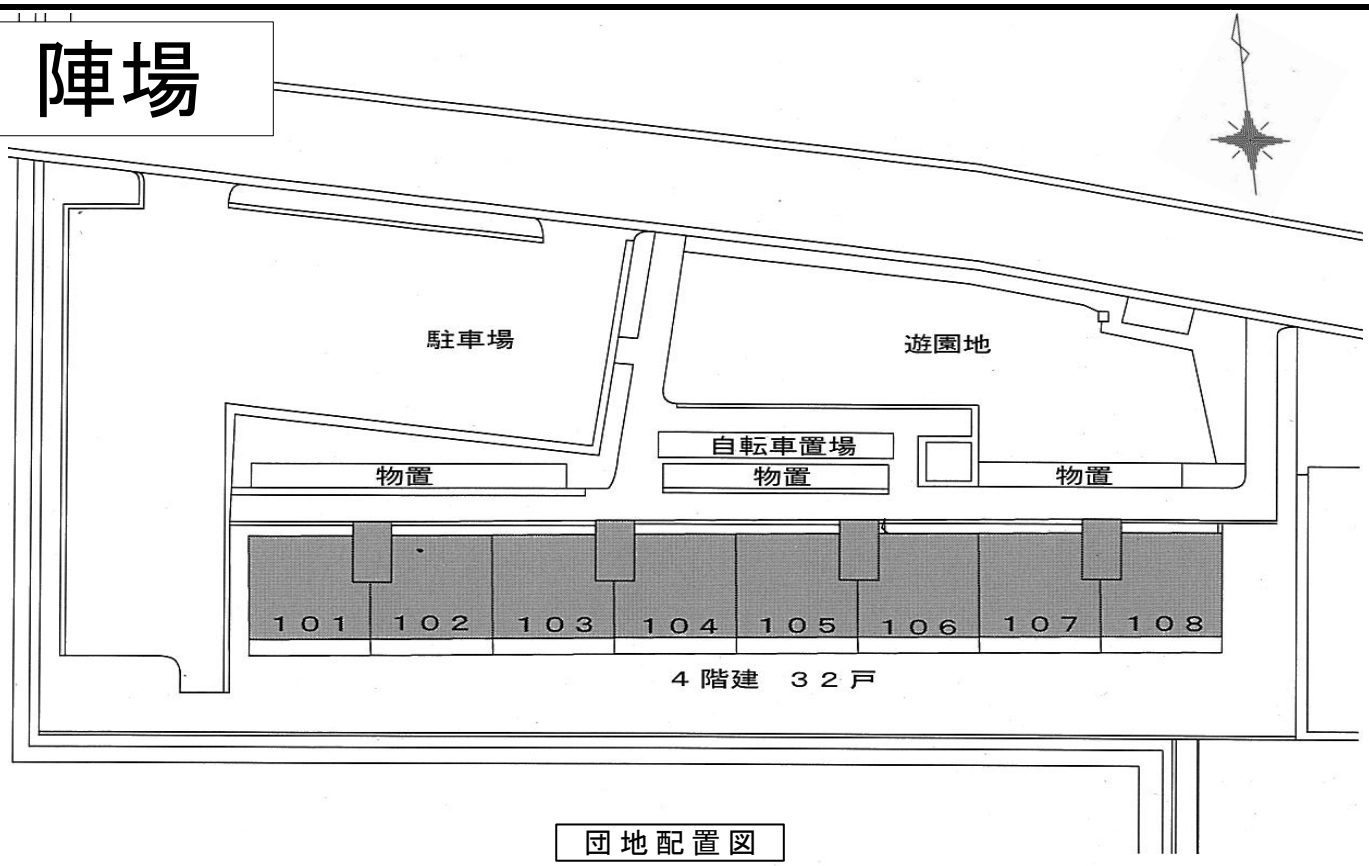


団地配置図

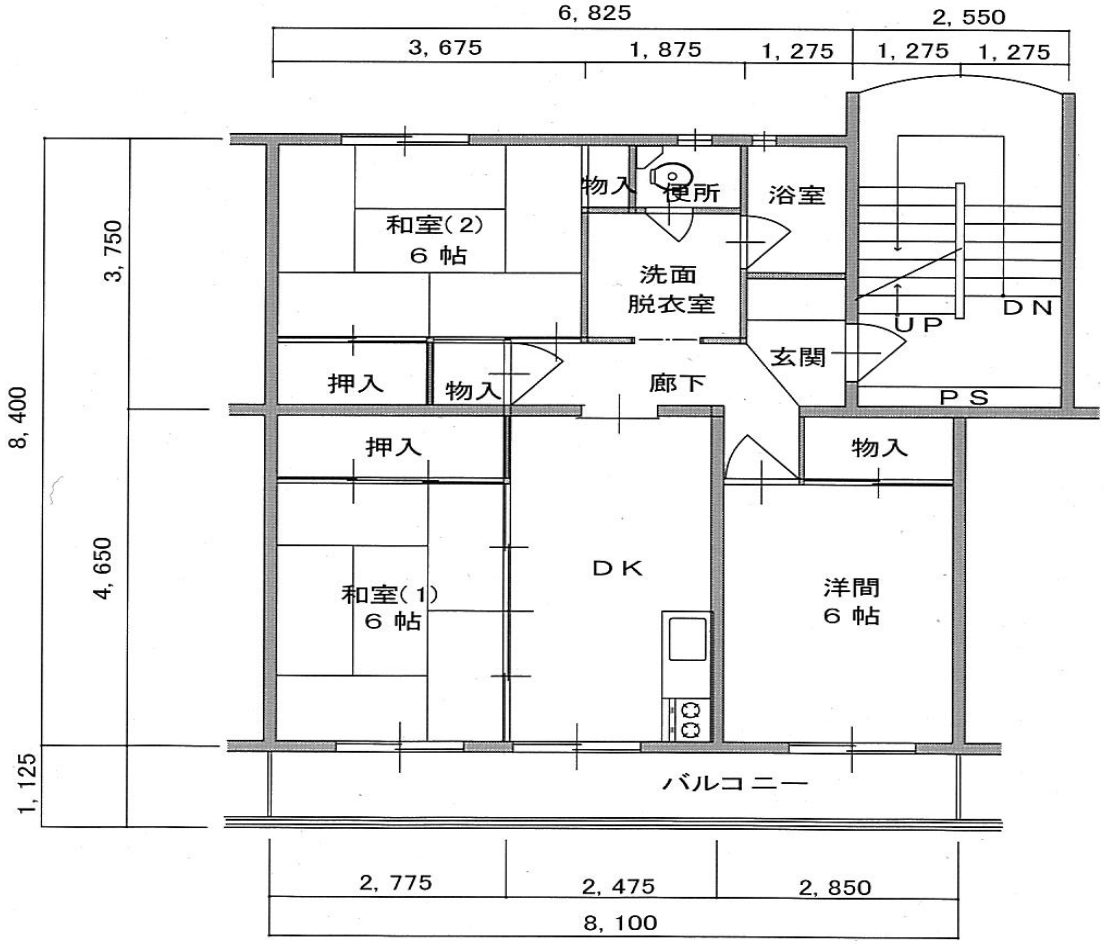


間取り図　※反転タイプも有ります